

3.2 会計検査院の決算検査報告に記述された事項のフォローアップ状況(2006年(平成18年)度)

政府開発援助について4件【国会要請事項】

検査対象	指摘のポイント (要旨)	フォローアップ状況等
1. 開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について	○ JICAの契約において、すでに判明していた11カ国13案件の再委託契約にかかる不正に関する精査の結果、うち1案件においてPCIとジョイント・ベンチャーを組んでいた応用地質株式会社における同種の不正が判明。 ○ PCI社以外の受託案件に関する調査(JICA調査:60案件20コンサルタント、JBIC調査:11案件8コンサルタント)を会計検査院が検証した結果、同種の不正は発見されず。 ○ 平成18年1月に開始した再発防止策の履行についてモニタリングを行ったところ、適正に手続きが履行されていることが確認され、不正は確認されなかった。	○ 新たに判明したOYOインターナショナル社(*)に対して平成19年9月6日から11月5日まで2カ月間ODA事業から指名停止を実施。 ○ 再発防止策を通じ、引き続き再委託契約の適正実施を徹底。 * 応用地質社が行っていた海外事業は、その後関連会社のOYOインターナショナル株式会社に継承。
2. スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について	○ 契約締結率は、モルディブ及びスリランカでは90%以上、インドネシアも平成18年3月末の58.4%から89.8%に上昇している。 ○ 支払い率は、工事が進捗したことから、3カ国とも上昇しており、インドネシアで62.7%、モルディブ80.9%、スリランカ97.2%となっている。 ○ 相手国政府と一層連携し、また相手国政府に働きかけを継続して行うことが必要。	○ 相手国政府に対し、引き続き働きかけた結果、契約締結率は、3カ国とも90%以上、支払い率は3カ国ともおおむね90%程度となっており、工事は全般的に進捗した。
3. 日本の政府開発援助における無償資金協力及び技術協力において被援助国が実施する施設の建設や資機材の調達等の契約に関する事項の検査結果について	○ 外務省・JICAはこの数年間にわたり、契約の競争性・透明性の向上に向けた様々な取組を行ってきているものの、1者だけが参加した入札では競争性が確保されているとは言えない。外務省・JICAは、契約の競争性の向上に向けたより一層の努力を引き続き行っていくことにより、2者以上の入札参加者を確保していくことが望まれる。 ○ 落札率の状況について、引き続き公表するなどの努力を行っていく必要がある。	○ 外務省はJICAと協力しつつ、①入札期間の延長、②契約の細分化、③入札関連情報の拡充、④入札参加資格の緩和等の措置を通じ、競争性の向上に取り組んでおり、入札結果もホームページ上で公開している。
4. ベトナムにおける、ベトナム交通運輸省第18事業管理局(PMU18)が関係する日本の政府開発援助	○ 無償資金協力で実施した1橋梁において設計変更の所定の報告が行われていなかった。円借款では、仕様書と異なる自動車が4台購入されており、ベトナム政府から当該車両の購入資金等が自主的に返納された。 ○ 外務省、JICA及びJBICにおいては、事業の内容を把握し、事業の全般の執行について、納税者である日本国民に対する説明責任をより一層果たす必要がある。 ○ JICAにおいては、個別の橋梁ごとの建設費及びその推移を的確に把握するための資料の整備や完了報告時の出来形の確認の徹底をより一層図る必要があると認められる。 ○ また、JICAにおいては、コンサルタントに制度の一層の理解を促す必要があると認められる。	○ ベトナム政府からは、日本のODA資金を用いた全てのプロジェクトは良い品質であり、また、資金の不正使用及び流用の問題はなかったことが判明したほか、反汚職法の公布等汚職防止対策として種々の措置を取ってきた旨を伝達してきている。 ○ 本件疑惑事件を踏まえた汚職防止策等の着実な実施等について、ベトナム政府に要請しており、その結果、PMU組織の改編が行われ、PMU18は道路局所管のPMU2に統合されている。 ○ 多数の橋梁の建設を一括で発注する案件においては、個別の橋梁ごとの直接工事費を把握するとともに、設計変更が発生する場合の橋梁ごとの建設費の推移も掌握する等、より一層説明責任を果たせるように案件監理の徹底に努めている。 ○ また、コンサルタントにおける制度理解促進に関しては、コンサルタント業界団体との協議の中で設計変更の手続を徹底するよう指導した他、調達手続等に関するセミナーを開く等の対策を取った。

政府開発援助の状況について【特定検査状況】

無償資金協力3カ国3案件、有償資金協力2カ国4案件が、援助効果発現が不十分として掲記された。

検査対象	指摘のポイント（要旨）	フォローアップ状況等
虐待児童のためのシェルター計画（草の根・タイ）	○施設完成の約1年後に児童が別の施設に転居したため、現在の収容人数が当初計画を大幅に下回っている。被供と団体に対して施設の今後の利活用に向けて適切に助言等を行っていく必要あり。	大使館より被供と団体に対する働きかけや助言を行ってきた結果、施設は地元児童の集会所や運動施設として開放され、一日数十名程度が利用するようになっている。
サン・ファン・ラ・ラグーナ市ごみ処理施設建設計画（草の根・グアテマラ）	○災害等の影響により、資金の贈与から4年以上が経過しても施設が完成していないので、贈与契約の変更等の手続を執った上で、被供と団体に対して、施設建設の着手を促し、早期に援助効果を発現させる必要あり。	(1)現在、新たな代替地を市側で確保し、近々環境影響評価の再審査を経て承認される見込み。 (2)また、大使館の働きかけにより国家平和基金（FONAPAZ）の支援が得られることが確定し、2009年1月頃から工事が開始される予定。
沿岸漁業振興計画（水産無償・セントルシア）	○漁船の調達後4年を経過しても、供与隻数の半数である10隻が漁民に売却されていないので、売却が促進され、売却額が漁業振興のための漁業開発口座に積み立てられて援助効果が十分発現するよう、相手国政府に対して適時適切な助言を行う必要あり。	未売却であった漁船10隻については、全て売却済み。売却額は漁業開発口座に積み立てられ、日本から供与された資機材・施設等のメンテナンス・修理等に使用されている。
ビリビリ多目的ダム建設事業（有償・インドネシア）	○アジア通貨危機の影響等により、インドネシア側が建設する浄水場事業が着工されておらず、原水導水管については援助効果が十分発現していない。 ○これは主として相手国政府の事情によるが、適時適切な助言を行い、事業効果の発現を妨げる要因を取り除くよう相手国政府に働きかける必要あり。	○ビリビリ多目的ダムより送水される原水の有効活用については、地方浄水公社の債務再構築（現在、地方政府にて債務再構築行動計画を作成中でありインドネシア財務省の承認を経て債務再構築が可能となる）を働きかけており、その状況を確認の上、ソンバオブ浄水場拡張を進める。 ○堆砂については、現在実施中であるバワカラエン山緊急砂防事業の実施促進を働きかけている。
ウォノレジョ多目的ダム建設事業（有償・インドネシア）	○アジア通貨危機の影響等により、インドネシア側による上水道拡張工事が行われておらず、ポンプ施設については援助効果が十分に発現していない。 ○これは主として相手国政府の事情によるが、適時適切な助言を行い、事業効果の発現を妨げる要因を取り除くよう相手国政府に働きかける必要あり。	○同ダム及び同ポンプ施設から供給される原水を利用するためのカランピラン浄水場の建設は、調達の遅れにより実施が遅れていたが、10月6日に土木工事契約が結ばれ、同月20日に工事を開始している。
防災船調達事業（有償・インドネシア）	○アジア通貨危機の影響等により、インドネシア側は配備計画を変更。防災船2隻は、事業の対象海域であるマラッカ・シンガポール海峡以外で警戒活動を行っており、うち1隻は事故により沈没。 ○JBICが配備計画の変更を認識したのは沈没事故後であり、防災船の運用が事業の目的に沿って行われているかについて十分に把握していなかった。 ○これは主として相手国の事情によるが、事業目的に沿った援助効果の発現に一層努める必要あり。また、事故により援助効果が発現しない事態が生じないように、相手国政府に適時適切な助言を行う必要あり。	○配備計画の変更については、早期にインドネシア政府から変更要請を提出させるべく働きかけを行っている。
園芸作物処理設備建設事業（有償・ケニア）	○本事業で建設された8予冷施設のうち、4施設の利用率が目標値（50%）を下回る低調な状況が継続。 ○これは主として相手国の事情によるが、各施設の利用率向上のため、モニタリング・助言など積極的な事後監理に取り組むべき。	○JICA現地事務所及び大使館で協力しつつ、利用率向上のため適切にモニタリング・指導を行っている。